

# 第 1 章

## 特定非営利活動法人について

# 目 次

## 第1章 特定非営利活動法人について

1	特定非営利活動促進法の目的	1-1
2	法人格の取得	1-2
3	特定非営利活動法人の設立の要件	1-4
4	特定非営利活動法人の管理・運営	1-8
5	監督及び罰則	1-11
6	特定非営利活動法人の税制	1-11
7	認定NPO法人制度・特例認定NPO法人制度について	1-14
	(1) 認定NPO法人の概要	1-14
	(2) 税制上の優遇措置	1-15
	(3) 特例認定NPO法人の概要	1-16

法・・・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

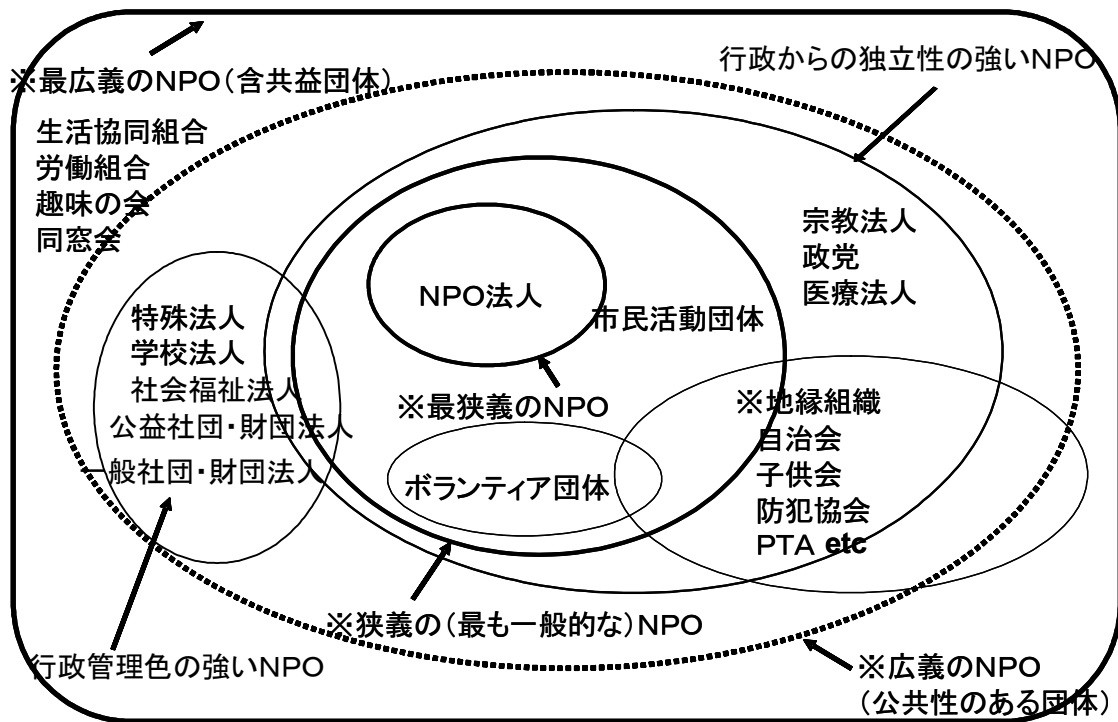
## 1 特定非営利活動促進法の目的

現在、福祉、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野においてボランティア活動をはじめとする自主的な市民活動団体による積極的な社会貢献活動が活発化し、その活動に対する期待が高まっています。

しかし、これらの活動を行う団体の多くは法人格を持たない任意団体であることから、契約や不動産の登記が団体名義でできないなどという問題があります。

そこで、保健・医療・福祉の増進、まちづくりの推進、文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成などの幅広い分野で市民活動を行っている営利を目的としない民間団体（NPO）<sup>注</sup>が法人格を取得するための手続き等を定めた「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」が平成10年12月1日に施行されました。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。



（『ボランティア・NPO用語辞典』（大阪ボランティア協会）を修正加筆）

注：NPO=Non-profit Organization（民間非営利団体）の略称。一般的には、NPOには公益法人、市民活動団体、ボランティアグループなどが法人格の有無に関係なく含まれますが、ここでは、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う法人格を持たない市民活動団体を「NPO」、NPO法に基づき認証を受け、法人格を取得した団体を「NPO法人」としています。

## 2 法人格の取得

法人とは、自然人（人）以外で法律上の権利義務の主体となることを認められたもので、法律の規定によってのみ成立します。

法人には、営利を目的とする法人として株式会社などがあり、また、営利を目的としない法人として一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人などがあり、特定非営利活動法人もこの分類に含まれます。

特定非営利活動法人になる（法人格を取得する）には、特定非営利活動促進法に定める諸要件を満たし、かつ、同法に定める手続を経て、所轄庁の認証を受け、設立の登記を行うことが必要です。

法人格の取得にあたっては、団体の活動・目的にあった法人の種類、法人化に伴う活動上のメリットあるいは新たに生じる義務などについて慎重に検討し、自主的な活動における法人格取得の必要性、法人格取得後の組織運営や活動継続における有効性を判断することが重要です。

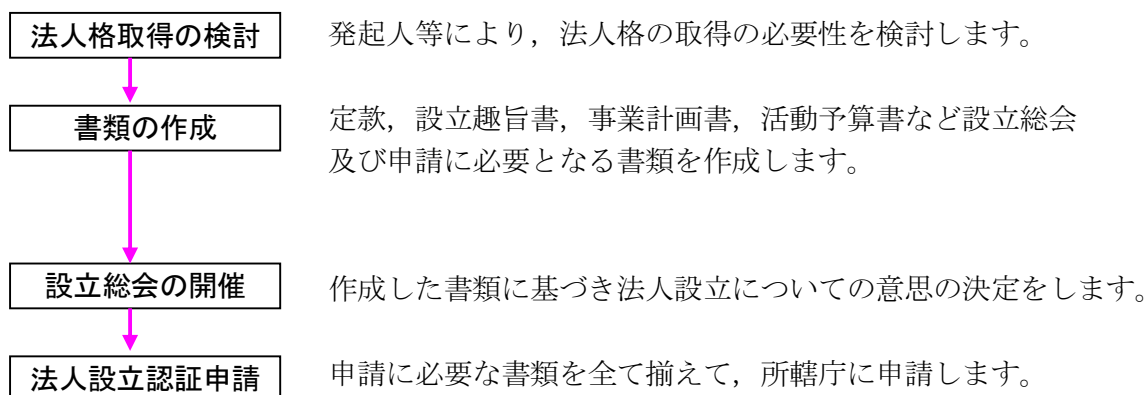
### 認証とは

認証とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということを審査し確認をしてその判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

したがって、認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。公開された情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人ひとりが判断することが求められています。

### 【参考：特定非営利活動法人設立認証申請までの手順(例)】



## 法人格を取得することによるメリット

- 団体の代表者の個人名義で行ってきた銀行口座の開設，事務所の借上げ，電話の開設，物品購入の契約などの法律行為が法人名義でできます。
- 団体の建物や土地を法人名義で登記することができます。
- 個別の条件は別として，法人格の有無を条件とする委託事業の受託，NPO法人を対象とする各種財団等の助成金の交付の対象となることができます。
- 法人の事業報告書，会計書類等を一般に公開することにより，社会的信用が増すことなどが考えられます。

## 法人格を取得することで生じる義務

- 法人は，法律の規定に従って運営しなければなりません（違反した場合は，罰則があります）。
- 法人は，定款で定められた目的の範囲内において活動しなければなりません。
- 法人の事業報告書，会計書類等は，活動の有無に関わらず情報公開が義務付けられています。
- 法人は，納税の義務があります（法人税法に規定されている収益事業を行わない場合は，均等割を非課税とする等の優遇措置がある自治体もあります）。

### 3 特定非営利活動法人の設立の要件

特定非営利活動法人を設立するには、次の要件を満たすことが必要です。

#### (1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること [法第2条第2項]

「特定非営利活動」とは、次に掲げる活動のいずれかに該当する活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動です。

- 1 保健，医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ 不特定かつ多数のものの利益とは、いわゆる「公益」と同じ意味です。構成員の相互の利益（共益）を目的とする互助的な活動や、特定の個人又は法人その他の団体の利益（私益）を目的とする受益者が特定される活動は、特定非営利活動には該当しません。

(2) 営利を目的としないもの（「非営利」）であること [法第2条第2項第1号]

「非営利」とは、事業で生じた利益を団体の構成員（社員（会員）など）で分配しないということです。事業（サービス）の対象となる者から対価を得ること（有償サービス）を禁止するものではありません。なお、事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に充てなければなりません。

(3) 「社員」の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと [法第2条第2項第1号イ]

「社員」とは、社団の構成員という意味で、団体の規定、予算、事業計画、役員等を総会で決めるときに議決権を有する者のことです。会社に勤務する人（会社員）や法人の職員という意味ではありません。

「社員」には、一般の人が誰でもなれるようにすることが基本で、次のような排他的・閉鎖的な条件を付している例は、不当な条件とみなされます。

- ・ ○○学校の同窓生に限る。
- ・ ○○会社の社員（役員）に限る。
- ・ 法人の正会員○人以上の推薦を必要とする。
- ・ 理事長が認める者

(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

[法第2条第2項第1号ロ]

特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。この要件は報酬を受ける役員の比率の上限を定めたものです。

なお、報酬を受ける役員がいなければならないということではありません。

役員に関するその他の規定

- 役員として、理事を3人以上、監事を1人以上を置くこと [法第15条]
- 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできないこと [法第19条]
- 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人までは役員となることはできるが、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（合わせて2人）が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと [法第21条]

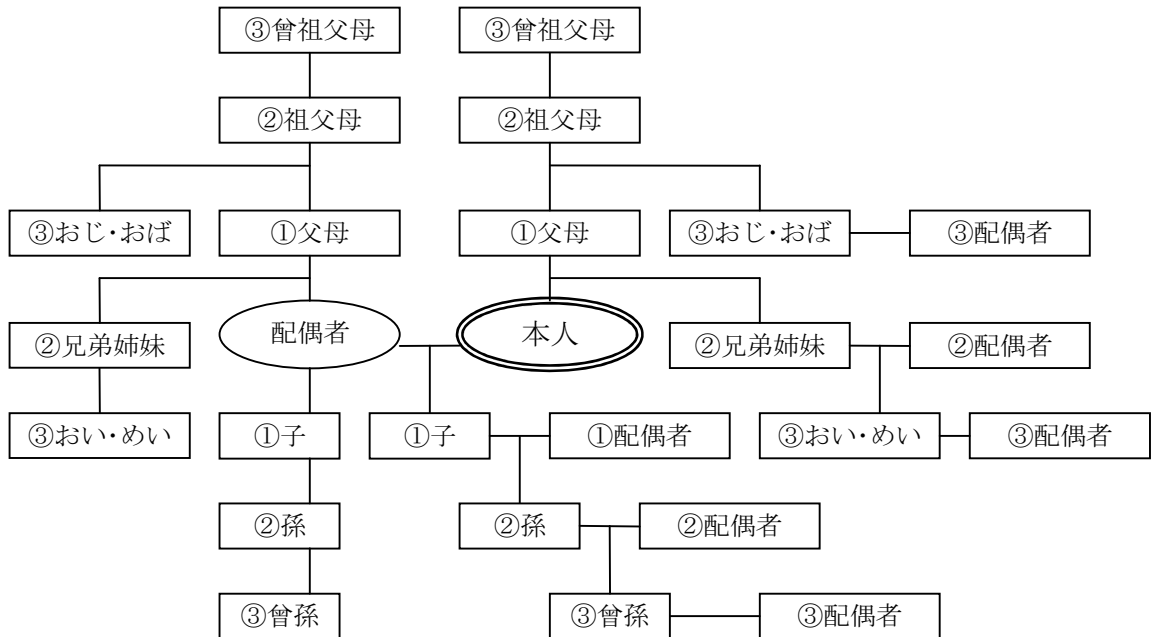
<具体例>

役員総数5人以下 当該役員以外の親族等0人

役員総数6人以上 当該役員以外の親族等1人

※ 役員総数が9人でも、親族等が3人役員になれることにはならない(2人まで)。

< 3親等以内の親族図 > \*丸数字…「本人」からみた親等



○ 各役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと。

#### 法第20条に規定する欠格事由

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（刑法：傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）
- 5 暴力団の構成員等
- 6 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者



- (5) 「宗教活動」を主たる目的とするものでないこと [法第2条第2項第2号イ]  
「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することです。
- (6) 「政治活動」を主たる目的とするものでないこと [法第2条第2項第2号ロ]  
「政治活動」とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することです。
- (7) 「特定の公職」の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。 [法第2条第2項第2号ハ]  
「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。
- (8) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと [法第12条第1項第3号]
- (9) 10人以上の社員を有するものであること [法第12条第1項第4号]  
ここでいう社員についても、(3)の社員と同じ意味です。団体においては、会員又は正会員と称する場合があります。自然人以外にも法人及びその他の団体を社員とすることもできます。

## 4 特定非営利活動法人の管理・運営

### (1) 役員

特定非営利活動法人の業務について法人を代表する理事（3人以上）及び特定非営利活動法人の財産の状況の監査等を行う監事（1人以上）を置かなければなりません。なお、役員の変更等（再任を含む。）があった場合、その都度、所轄庁に届け出ることが必要です。

※ 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできません。

※ 役員については、親族の割合などに法律で一定の制限があります。

### (2) 総会

少なくとも毎年1回、通常総会を開かなければなりません。

### (3) その他の事業

特定非営利活動に支障がない範囲で、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるための利益を目的とする事業、会員のための互助的な事業などの特定非営利活動に該当しない事業（その他の事業）を定款で定めた場合に行うことができます。

この場合、その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

### (4) 会計の原則

法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って行わなければなりません。

- ・ 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- ・ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ・ 会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。

## (5) 情報公開

- ・ 毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録並びに年間役員名簿、社員名簿（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらの書類を5年間、最新の役員名簿及び定款等とともに法人の全ての事務所に備え置いて、社員その他の利害関係人からこれらの書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければなりません。なお、これらの書類の作成、備え置き及び閲覧については、書面に代えて電子データにより行うことが可能です。
- ・ 事業報告書等は、毎事業年度初めの3か月以内に所轄庁に提出しなければなりません。
- ・ 提出された事業報告書等、最新の役員名簿及び定款等は、所轄庁において情報公開の原則に基づき、閲覧及び謄写に供します。
- ・ 貸借対照表の公告（平成28年改正点）

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法うち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

（注1） 平成28年法改正により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。

（注2） この規定は、公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「2号施行日」といいます。）以後に平成28年改正後の法28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成28年改正法附則4①）。

（注3） （注2）に関わらず、NPO法人が施行日（平成29年4月1日）より前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成28年改正法附則4②③）。

  - a 2号施行日に平成28年改正後の法28の2①の規定により作成したものとみなして特定貸借対照表を公告する
  - b 2号施行日までに特定貸借対照表を公告する

（注4） 2号施行日までは、特定貸借対照表の公告とともに、資産の総額の登記も必要となります。

(平成28年改正点)

## 貸借対照表の公告の方法

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(解説)

NPO法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法28の2①一）
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法28の2①二）  
（注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法28の2②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）（法28の2①三）  
（注1） 内閣府令で定めるものとは、法規第1条第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法規3の2①）  
（注2） ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。（法28の2③）  
（注3） 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法28の2④）。  
（注4） 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法28の2⑤）。
  - a 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意でかつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること（法28の2⑤一）
  - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと（法28の2⑤二）
  - c NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと

(法 28 の 2 ⑤三)

- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法 28 の 2 ①四，法規 3 の 2 ②）

(注 1) 「内閣府令で定める方法」として，主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規 3 の 2 ②）。

(注 2) 公告期間は，「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規 3 の 2 ③）。

## 5 監督及び罰則

所轄庁は，一定の場合には，法人に対し，業務等の状況に関し報告を求め又は検査をし，また，法人が法定要件を満たさなくなった場合や法令違反，定款違反，運営が著しく適正を欠くと認められる場合などには，改善命令を発することができます。

さらに，改善命令に違反した場合で他の方法では監督の目的を達成することができない場合などには，設立の認証を取り消すことも認められています。

なお，特定非営利活動促進法の規定に違反した者に対しては，罰金や過料の罰則が設けられています。

## 6 特定非営利活動法人の税制

国税である法人税については，NPO法人としての本来事業及びその他の事業にかかわらず，法人税法に規定された収益事業からの所得に対しては課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。課税される場合の税率は，普通法人（株式会社等）と同じです。

地方税も，法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対しては課税されます。ただし，法人税法に規定された収益事業を行わない場合は，県民税均等割は非課税になります。

詳細は，お近くの税務署，各地域振興局・支庁及び市町村役場にお問い合わせください。

## その他の事業とは

特定非営利活動に支障がない範囲で、活動に必要な資金や運営費に充てるための利益を目的とする事業、互助的な事業などの特定非営利活動に該当しない事業（その他の事業）を定款に定めて行うことができます。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業に係る会計に繰り入れて使用しなければなりません。

## 法人税法上の収益事業とは

販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもので、34業種が掲げられています。（法人税法第2条第13号，法人税法施行令第5条第1項）。

特定非営利活動に係る事業（本来事業）であっても、法人税法上の34業種のいずれかに該当すれば、収益事業とされ、法人税の課税の対象になります。

特定非営利活動法人の事業			
特定非営利活動に係る事業		その他の事業	
収益事業に該当しない事業	収益事業 (課税)	収益事業に該当しない事業	収益事業 (課税)

＊法人税法施行令第5条第1項に掲げられている34業種

1 物品販売業 2 不動産販売業 3 金銭貸付業 4 物品貸付業 5 不動産貸付業 6 製造業  
7 通信業 8 運送業 9 倉庫業 10 請負業 11 印刷業 12 出版業 13 写真業 14 席貸業  
15 旅館業 16 料理店業その他の飲食店業 17 周旋業 18 代理業 19 仲立業 20 問屋業  
21 鉱業 22 土石採取業 23 浴場業 24 理容業 25 美容業 26 興行業 27 遊技所業  
28 遊覧所業 29 医療保健業 30 技芸教授業等 31 駐車場業 32 信用保証業  
33 無体財産権の提供等を行う事業 34 労働者派遣業

特定非営利活動法人が納めなければならない税金のうち主なものには、以下のものがあります。

### ① 国税

#### ア 法人税

(平成29年3月31日現在)

課 税 対 象	収益事業から生じた所得のみ（非収益事業は非課税）
税 率	年間所得800万円以下の部分……19%（15%） 年間所得800万円を超える部分……23.4%

※括弧書の税率は、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

イ 所得税利子，配当等による所得に対して課税（普通法人と同様）

ウ 消費税課税売上高が1,000万円以下の場合，課税免除

## ② 地方税

ここでは標準税率を示しますが、実際の税率は地方公共団体によっては、これと異なることがあります。

### ア 県民税・市町村民税（標準税率） （平成29年3月31日現在）

均 等 割	県民税 2 万 1 千 円（うち 1 千 円は森林環境税相当額） 市町村民税 5 万 円
法 人 税 割	県民税法人税額の 3. 2 % 市町村民税法人税額の 12. 3 %

### イ 事業税（道府県税）（標準税率） （平成29年3月31日現在）

課 税 対 象	収益事業から生じた所得
税 率	年間所得400万円以下の部分 3. 4 % 年間所得400万円超～800万円以下の部分 5. 1 % 年間所得800万円超の部分 6. 7 %

## 7 認定NPO法人制度・特例認定NPO法人制度について

### (1) 認定NPO法人の概要

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の基準を満たすとして、所轄庁の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除きます）をいいます。

認定の有効期間は、所轄庁の認定を受けた日から5年間とされています。ただし、認定NPO法人が要件を満たさなくなるなど一定の場合に該当するときには認定が取り消され、取り消し後は認定の効力を失います。

#### <認定NPO法人になるための基準>

次の①～⑧までの要件を全て満たす必要があります。

#### ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること

(次のいずれかの基準を満たすこと)

##### イ【相対値基準】

実績判定期間（初回の認定申請においては直前2事業年度，その他の認定申請は直前5事業年度）における経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が1/5以上

##### ロ【絶対値基準】

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

##### ハ【条例個別指定条件】

都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の優遇措置を受けるとして個別指定を受けている場合（指定を受けた都道府県又は市区町村に事務所がある場合に限り。）

#### ②実績判定期間における事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること

#### ③運営組織及び経理が適正であること。

#### ④事業活動の内容が適正に行われていること。

#### ⑤情報公開を適切に行っていること。

#### ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること。

#### ⑦法令違反、不正行為その他公益に反する事実がないこと。

#### ⑧設立の日から1年を越える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。



## (2) 税制上の優遇措置

認定NPO法人に対して寄付を行った者については、所得税、法人税及び相続税の税制上の特例措置があります。また、認定NPO法人自身についてもみなし寄附金制度等が適用されます。

### [認定NPO法人制度による税制上の優遇措置]

#### ① 寄附者に対する税制上の優遇措置

##### イ 個人が寄附した場合

所得控除又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できる。

(所得控除額)

【寄附金の額の合計額 - 2千円】\* 寄附金の額の合計額は総所得の40%が限度

(税額控除額)

【(認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40%】

\* 認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度

\* 税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度

##### ロ 法人が寄附した場合

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該特別損金算入限度額の範囲内で損金算入できる。

(一般の寄附金に係る損金算入限度額)

【(資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4】

(認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額)

【(資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2】

\* 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なります。

##### ハ 相続又は遺贈により財産を取得した者がその財産を寄附した場合

寄附をした財産は、相続税の課税の対象とはなりません(特例認定NPO法人は適用されません)。

\* 相続税の申告期限までに寄附する場合があります。

#### ② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は、特例認定NPO法人には適用されません。

### (3) 特例認定NPO法人の概要

特例認定NPO法人とは、特定非営利活動法人であって新たに設立されたもの(設立5年以内のもの)のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資することが見込まれるものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストは除きます。)を満たし、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます。

#### 【認定と特例認定の違い】

	認定	特例認定
要件	8つの要件をすべて満たしている	PST以外の7つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	特例認定の日から3年間(1回限り)
申請可能な法人	すべてのNPO法人(ただし申請日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を越える期間を経過)	設立後5年以内の法人(ただし申請日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を越える期間を経過)
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付をした場合の相続財産の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄付金	①～②は本認定と同じ ③～④は適用なし

「参考資料:新寄付税制とNPO改正/税理士 脇坂誠也(NPO法人シズメ・市民活動を支える制度を作る会理事)」